

北海道宗谷総合振興局告示第1039号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第12号に掲げるはえ縄漁業(宗谷総合振興局管内沖合海域)について、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定めた。

令和2年12月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	
はえ縄漁業 (たら、めぬけ又はさめ)	宗谷総合振興局管内沖合海域	最大高潮時海岸線上幌延町と豊富町との界から261度30分の線以北、東経140度39.8分の線以東、最大高潮時海岸線上枝幸郡と紋別郡との界から43度30分の線以北の海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:6隻)	総トン数20トン未満	宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者